

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人群馬大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56条。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④-1 建築物の設計に関する契約、④-2 建築物の維持管理に関する契約、④-3 建築物の改修に係る契約、⑤産業廃棄物の処理に係る契約のうち、④-1 について、以下のとおり環境に配慮した契約を締結した。

④-1 建築物の設計に関する契約

環境配慮型プロポーザル方式による契約を2件締結した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

学内に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を行った。